

ブロック塀等の安全確保に関する事業

ブロック塀の耐震診断・除去・改修に費用の2/3を補助

概要

ブロック塀の所有者に対して、耐震診断・除去・改修の費用が補助されます。

国土交通省が市町村に交付金を交付し、それぞれの市町村で補助制度をつくり、補助を実施するものです。

耐震診断・除去・改修の具体的な支援策については、それぞれの自治体にご確認ください。(36頁参照)

このようなブロック塀が対象です

地方公共団体が地域防災計画または、耐震改修促進計画で位置付けた避難路(通学路を含む)の沿道にあるもの(住宅に設置したブロック塀も含まれる)。

これだけお得です

	交付率	交付対象限度額
耐震診断 除去・改修	国1/3、地方1/3	8万円/m(事業費総額)

ただし、2019年1月に施行されたブロック塀の耐震診断義務化に基づき市町村が耐震診断を義務付けた大規模建築物のブロック塀については、耐震診断は全額補助、除去・改修などは費用の5分の4補助

制度の
詳細

国土交通省
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/blockbei.html>



住宅・建築物耐震改修事業

耐震診断、耐震改修に補助

概要

地震の際の住宅・建築物の倒壊などによる被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性を向上させるための耐震診断、耐震改修(建替えも含む)に対して補助が行われます。

耐震改修促進法では、都道府県に対して耐震改修促進計画の策定を求めています。その計画のなかに耐震診断・改修を進めるための支援策が盛り込まれています。その支援策に対し、国が一定の割合を補助します。

耐震診断・耐震改修の具体的な支援策については、それぞれの自治体にご確認ください。(36頁参照)

これだけお得です

●個別支援の耐震診断、耐震改修などの交付率、限度額など

交付率	
耐震診断	民間実施:国と地方で2/3
補強設計等	民間実施:国と地方で2/3
耐震改修等、 建替えまたは除却	マンション:国と地方で1/3 その他:国と地方で23%

耐震改修の補助限度額(国+地方)	
戸建住宅	83.8万円/戸
マンション	補助対象単価(50,200円/m ² *×床面積×交付率)

その他	
建替え・除去は改修工事費用相当額に対して助成	

*倒壊の危険性が高いマンション:55,200円/m²

制度の
詳細

国土交通省
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html

